

第 8 号議案

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（平成 27 年ふじみ野市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 9 の項を削り、10 の項を 9 の項とし、11 の項から 42 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 中 9 の項を削り、10 の項を 9 の項とし、11 の項から 26 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 3 中 6 の項を削り、7 の項を 6 の項とし、8 の項から 14 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

個人番号を利用する事務等の一部を廃止するため、ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。